

「県民支えあい 信州割 SPECIAL」

『日帰り割』 事業のご案内



長野 PR キャラクター
アルクマ
長野県アルクマ

新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい環境にある県内交通事業者を応援するため、長野県在住の同居家族を対象とした「県民支えあい 信州割 SPECIAL 日帰り割」事業を実施します。

- ☆ 事前に登録された**旅行会社等**にて日帰り旅行代金に応じた割引を行い、**利用実績に応じて割引分を長野県が支援**します。
- ☆ さらに日帰り割の利用者には、対象観光施設で使える**観光クーポン 2,000 円分をセットで提供**します。

日帰り旅行代金の割引について

- **対象期間**：令和3年6月22日（火）～ 同年12月28日（火）の催行分
※割引対象は6月22日（火）から8月31日（火）までに新規で予約された旅行に限ります。
なお、9月以降に日程を変更することは可能です。
※県内の感染状況に応じ、割引を適用できない期間が生じる場合があります。
また、予算の上限に達した場合には、上記の期間にかかわらず本事業を終了します。

■ 対象旅行商品

- ・ 県内旅行会社等が販売する日帰り旅行商品（県内旅行に限る）であること。
- ・ 県内交通事業者（バス・タクシー・列車）を利用した商品（必ずツアーの中に交通事業者（バス・タクシー・列車）を利用した商品）であること。

■ 割引額

一人あたりの日帰り旅行代金（税込）	5,000～10,000 円未満	10,000 円以上
割引金額	2,500円 + 観光クーポン 2,000 円	5,000円 + 観光クーポン 2,000 円

■ 割引方法：本事業に参加している**県内の旅行会社等**で割引

※代表者の割引確認書の記入が必要です。

※GoTo トラベル事業及び「信州の宿 県民応援前売割」事業、「安全・安心な修学旅行等サポート」事業との併用はできません。

■ 割引対象者：長野県在住者（身分証明書等で利用者の居住地を確認）

- ・ 同居家族（お一人での利用も可能）
 - ・ 「信州版新たな旅のすゝめ『安心旅人宣言カード』」の提示など、感染拡大防止の協力が得られる方
- ※「同居家族」以外の旅行を対象とする場合は改めてお知らせします。ただしその場合でも、夏季繁忙期（7/22(木)～8/31(火)催行分まで）は同居家族を対象とした日帰り割とします。

観光クーポン券について

■ 提供枚数：日帰り旅行割引 1 人あたり、2,000 円分/1 セット（500 円券× 4 枚綴り）を提供

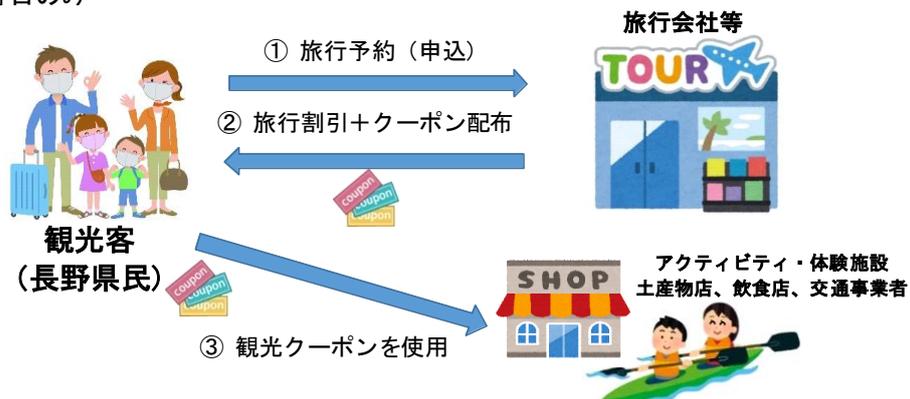
■ 提供方法：来店予約の場合：精算時に店舗にてお渡し

来店以外の予約の場合、提供方法は各旅行会社等にて決定

■ 利用対象施設：県内のアクティビティ・体験施設、土産物店、飲食店、交通機関（登録施設に限る）

■ 利用対象期間：旅行催行日のみ

<利用イメージ>



本事業の参画事業者（旅行会社等）の募集について

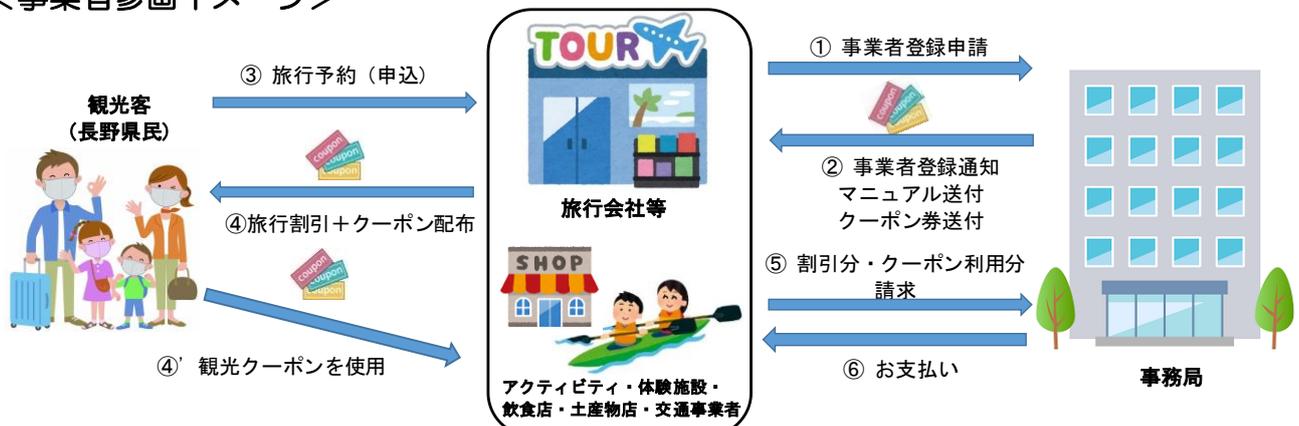


【信州版新たな旅のすゝめHP】

■申請方法：「電子申請」「電子メール」「ファクシミリ」

- ・電子申請は、**参加申込フォーム** (<https://tabi-susume.com/t-shinsei-higaeri>) から申請してください。
- ・電子申請による申請が難しい事業者は、参加申込書をメール (tabi-susume@media-ps.co.jp) またはFAX (026-263-0076) でお送りください。
- ・本事業の対象となる事業者は、旅行業法第3条に規定する登録を受けた長野県内に営業所のある旅行会社及び平成30年6月16日以降に交通事業者（バス・タクシー・列車）を利用した旅行商品（観光ガイドタクシーを含む）の販売実績のある公益的な団体です。
- ・割引対象となる旅行商品は、長野県内での日帰り旅行商品であり、必ず以下に挙げるいずれかの交通事業者（バス・タクシー・列車）を利用した旅行商品（観光ガイドタクシーを含む）であること。
 - 長野県内に営業所のある一般乗合旅客自動車運送事業の許可事業者または、一般貸切旅客自動車運送事業の許可事業者（バス会社）
 - 長野県内に営業所のある一般乗用旅客自動車運送事業の許可事業者（タクシー会社）
 - 長野県内に営業所のある鉄道会社
- ・宿泊事業者独自の日帰り旅行、県外を経由するものは対象外です。
- ・旅行会社**にあっては1社（複数の支店がある場合には1支店）1社あたり**の上限割引人数は1,200人分です。上限割引人数を超える請求はできません。
- ・観光クーポン（マニュアル・完了報告書の送付）の発送には、申請をいただいてから1週間程度かかります。（※観光クーポン到着以降に催行される旅行商品としてください。）
- ・割引を適用する場合は、実績報告時に旅行する代表者の割引確認書の他、旅行商品の内容が分かる書類（商品パンフレットやWEB案内画面キャプチャー等旅行の行程が分かるもの）の提出が必要です。

<事業者参画イメージ>



● お問い合わせ先：「信州版 新たな旅のすゝめ」宿泊割事務局

受付時間 平日 10:00～17:00
 事務局所在地 〒381-0038 長野県長野市東和田 875-1 信州名鉄長野ビル3F
 TEL 026-263-7311 (旅行者専用)
 026-263-7322 (宿泊事業者・旅行会社専用)
 026-263-0056 (観光クーポン対象施設専用)
 FAX 026-224-0076
 E-mail tabi-susume@media-ps.co.jp ホームページ <https://tabi-susume.com/>



【信州版新たな旅のすゝめHP】